

各 位

令和8年7月13日

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐神 昌子
(公印省略)

「令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業
本州連携商品造成事業」の委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 事業名
令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業 本州連携商品造成事業
2. 業務委託期間
契約締結日～令和9年2月26日（金）
3. 今後のスケジュール（予定）

7月13日（月）	公示
7月24日（金）	企画提案の参加表明期限 12：00 締切
8月3日（月）	企画提案書の提出期限 12：00 締切
8月中旬	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）
8月中旬	委託事業者決定、契約締結、業務開始
4. 委託事業費（上限）
11,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
5. 事業説明会について
本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問は7月24日（金）12時までメールにて受付けます。参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。

【問合せ先】

(公社)北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部
担当：立松・杉山
Email：m_tatematsu@visithkd.or.jp
Email：go_sugiyama@visithkd.or.jp

以上

令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業 本州連携商品造成事業 企画提案募集要領（指示書）

1. 事業目的

公益社団法人北海道観光機構では、観光を通じた地域経済の活性化を図るため、観光消費額のさらなる拡大を重要な目的として掲げている。その実現には、観光消費単価の高い外国人観光客の誘致が不可欠である。一方で明瞭な四季がある中で、冬期間の集客が著しく、観光素材が広範囲に点在している北海道においては、季節・地域偏在の問題や一部地域の混雑の課題も顕著化しており、持続可能性に配慮した事業推進が求められている。

本事業では、各地域が抱える地域偏在・季節偏在の課題を解消するため、同様の取り組みを先行して進める本州の先進地域と連携した相互の意見交換を通じて、自地域に活かせる取り組みや課題を見出しつつ、本州のインバウンド向けランドオペレーターとの直接的な商談から地域の魅力をPRして関係性を強化し、アドベンチャートラベル（AT）の要素を組み込んだ商品の具体的な造成と確実な販売へと繋げていく。これにより、北海道内における受入体制の強化と旅行会社とのネットワーク構築を両輪として推進し、将来的に実際の販売・実送客へ結びつけることを目的とする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、以下の要件を全て満たしていること
- (2) 単体企業等又はコンソーシアムの場合は次の構成員であること
（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）
 - ・ 民間企業
 - ・ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ・ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (3) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと
- (7) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）
11,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
6. 委託期間及び業務スケジュール
 - (1) 委託期間：契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで
 - (2) 業務スケジュール

7 月 13 日（月）	公示
7 月 24 日（金）	企画提案の参加表明期限 12:00 締切
8 月 3 日（月）	企画提案書の提出期限 12:00 締切
8 月中旬	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）
8 月中旬	本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、業務開始
2 月 26 日（金）	事業実績報告書の提出期限、委託事業の終了
 - (3) 業務完了日
令和 9 年 2 月 26 日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。
 - (4) 委託費の支払
業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から 60 日以内に支払を受けるものとする。
7. 業務委託内容（企画提案事項）

本事業においては、北海道内各地域の季節偏在の解消を意識した取り組みや高付加価値化に向け、本州の先進地域との意見交換による受入体制の強化と、ランドオペレーターとの関係構築から将来的な販売・実送客へ結びつける効果的な企画提案を行うこと。

 - (1) 参加地域の選定と本州での現地視察の実施
 - ① 地域連携チームの選定・構築
 - (ア) 受託事業者は、本事業（先進地域への視察、商談会、および現地の招聘）へ一貫して取り組む意欲の高い地域を道内から選定し、各地域において地元の DMC、関係自治体（市町村）、サプライヤー（ガイド・宿泊・体験事業者等）が一体となった「地域連携チーム」を2 地域以上選定すること。
 - (イ) 人数構成：
各チームの人数および構成について当機構からの指定は行わない。本事業の委託上限額の範囲内において、最も効果的な成果が得られる体制を受託事業者により企画提案すること。
 - (ウ) 選定にあたっては、「今後地域において、AT の要素を活用し、地域偏在や季節偏在の解消に繋げながら積極的に推進していきたい」という強い意欲を持った地域であることを最優先の基準とし、受託事業者が責任を持って選定すること。
 - ② 本州での先進地視察の実施
 - (ア) 実施目的
選定した地域が本州の先進地を視察することで、季節偏在解消へのヒントを得るほか、地域ならではの文化や自然資源を魅力的なインバウンド向けの旅行商品としてどのように見せ、価値を伝えているかなどの実践的なアプローチを学ぶ。さらに、現地の事業者や関係者との意見交換を通じて自地域に活かせる取り組みや課題を主体的に見出し、今後の具体的な商品造成や地域づくりに活かすことを目的とする。
 - (イ) 実施回数：
2 回以上（選定した各地域において、それぞれ 1 回ずつ実施すること。）
 - (ウ) 参加人数：
視察の参加人数は本事業の予算内で収まるよう、現地コーディネーターとも密に相談・調整の上で決定すること。ただし、各チームとも最低 4 名以上の参加者を確保する体制を確保すること。

(エ) ガイドの同行

- ・ 現地コーディネーターの配置：
視察にあたっては、現地の事情に精通し、全行程に同行して視察内のツアーを主体的に仕切ることができる「現地コーディネーター」を必ず配置すること。
- ・ アクティビティガイド：
アクティビティガイドがいる場合は、保有資格や安全管理体制を明示すること。

(オ) 実施想定時期：

視察の実施にあたっては、9月～10月頃を想定時期とし、可能な限りこの期間内に実施できるよう調整に努めること。

(カ) 実施内容および行程：

視察は3泊4日以上行程とし、選定した2つの地域が抱える課題に合わせ、季節偏在や地域偏在の解消に積極的に取り組んでいる地域や、インバウンドの受入体制が充実している本州の先進地を視察先として選定・実施すること。視察プログラムの構築にあたっては、現地ツアーへの体験参加、あるいは複数箇所を巡回する視察中心のツアーなど、道内参加地域の意向やニーズをヒアリング・相談したうえで柔軟に企画・調整すること。

(キ) 意見交換会の開催：

各視察行程内において、本州の現地事業者や関係者と直接ディスカッションや意見交換ができる場を少なくとも1回以上設けること。

(ク) 事後ヒアリングと成果の聞き取り：

視察実施後、参加した道内参加者に対して「視察を通じて何を得たのか」をしっかりとヒアリングし、自地域で今後取り組むべきアクションや課題を聞き、取りまとめること。

(ケ) その他：

- ・ 招聘者の国内旅行保険に加入すること。
- ・ 参加者の出発空港からの移動旅費を全て事業費に含めること。
- ・ 乗継地やツアー開始前後の宿泊が必要な場合は、その手配を事業費に含めること。

(2) 首都圏ランドオペレーター向けセミナー・商談会の実施

① 実施目的：

首都圏のインバウンド市場を取り扱うランドオペレーターを対象に、(1)①で選定した道内地域の魅力を詳しく紹介するセミナー・商談会を実施し、強固な関係性を構築する。本事業を通じてツアーオペレーターとのビジネスマッチングを確実に図ることで、道内各地域のFAMツアーへの参加・誘致へと繋げ、ATの要素を組み込んだ旅行商品の具体的な造成・販売を強力に促すことを目的とする。

② 業務内容

(ア) 実施場所：

東京都内のホテルまたは貸し会議室等（受託事業者にて手配・調整を行うこと）

(イ) 実施想定時期：

セミナー・商談会の実施にあたっては、10月～12月頃を想定時期とし、可能な限りこの期間内に実施できるよう調整に努めること。

(ウ) 参加対象者および集約数：

首都圏ランドオペレーターおよび北海道側参加者の選定、誘致、ならびに参加に伴う諸調整（日程管理、出欠取りまとめ、マッチング調整等）を一括して行うこと。

- ・ 首都圏オペレーター：
インバウンド市場を得意とし、北海道への確実な送客・手配が可能な事業者（20団体以上）
- ・ 北海道側：
(1)①で選定した「地域連携チーム」に所属している、地元のDMC、関係自治体（市町村）、サプライヤー（ガイド・宿泊・体験事業者等）
※必ず2地域以上の「地域連携チーム」から参加者を募ること。
※予算の範囲内でバランスよく集約・調整すること。
※参加人数は、バイヤー側と同等の人数を確保するよう努めること。

(エ) 内容について：

固定の形式に捉われず、選定地域の特徴や観光魅力を効果的に紹介する「説明会」と、参加地域と首都圏ランドオペレーターとの間で強固なネットワークを構築するための、「情報交換・交流会」を一体的に実施すること。なお、具体的な構成や実施手法については、効果的な関係性構築に繋がるよう受託事業者からの柔軟な企画提案を求めるものとする。

(オ) アンケートの実施及び報告書の作成：

参加者に対してセミナー・商談会に関するアンケートを実施すること。

(3) 首都圏ランドオペレーターの現地招聘（FAM ツアーの実施）

① 実施目的

「首都圏ランドオペレーター向けセミナー・商談会」を通じて、選定した2地域に強い関心を示した首都圏のランドオペレーターを実際に道内現地へ招聘する。さらに、「本州での先進地視察」においてネットワークを構築した本州先進地の有識者を道内に派遣し、現地での商品検証や具体的な意見交換を行う。これにより、客観的かつプロの視点を取り入れた高付加価値なアドベンチャートラベルの要素を含む旅行商品の造成を強力に促進し、将来的な実送客・販売体制の確立へと確実に繋げることを目的とする。

② 業務内容

(ア) 実施回数：

2回以上（選定した各地域において、それぞれ1回ずつ実施すること。）

(イ) 参加人数：

(2) の首都圏ランドオペレーター向けセミナー・商談会に参加した事業者のうち、選定地域への送客や商品造成に高い意欲を持つランドオペレーターを、各地域（1回の実施）につき **4社4名以上** 選定し、道内現地へ招聘すること。

(ウ) 泊数および行程：

FAM ツアーは道内で3泊4日以上行程とし、各地域の自然・文化資源を活かしたアドベンチャートラベルの要素を含む体験プログラムを組み込むとともに、実際の受入環境の検証や商品化に向けた課題の洗い出しを行う内容とする。

(エ) 実施想定時期：

視察の実施にあたっては、10月～12月頃を想定時期とし、可能な限りこの期間内に実施できるよう調整に努めること。

(オ) 専門家の招聘：

(1) の本州先進地視察で訪れた地域から、地域の観光活性化や商品造成に精通した専門家（アドバイザー等）を、各地域での実施ごとに1名以上（計2回・延べ2名以上）、道内現地へ招聘・派遣すること。

(カ) ガイドの同行：

ツアーの全体ストーリーを説明できるスルーガイド、もしくはコーディネーターを必ず同行させること。アサインにあたっては、北海道アドベンチャートラベルガイド資格保有者やATの理念に精通した者を優先し、事前に内諾を得て提案に含めること。最終的な決定は当機構と協議の上で決定すること。

(キ) 意見交換会の実施：

- ・ 現地視察の行程内において、招聘した首都圏ランドオペレーター、道内地域の連携チーム、および本州から派遣された専門家が商品ブラッシュアップや今後の連携に向けた具体的なアドバイス・助言を得るための意見交換会の場を設定・運営すること。

(ク) 商品造成に向けたフォローアップ：

- ・ 招聘した首都圏ランドオペレーターは、FAM ツアーの参加後、対象地域においてアドベンチャートラベルの要素を組み込んだ旅行商品を **1商品以上造成すること。**

(ク) その他：

- ・ 招聘者の国内旅行保険に加入すること。
- ・ 参加者の出発空港からの移動旅費を全て事業費に含めること。
- ・ 乗継地やツアー開始前後の宿泊が必要な場合は、その手配を事業費に含めること。

(4) その他自由提案

(1)～(3)の事業をより効果的に実施するための施策や、その他効果的と思われる企画を委託上限額の範囲内で提案することも可とする。

(5) 事業目標 (K P I)

① 地域連携チームの選定・体制構築指標

- ・ 地域連携チームの選定数：2地域以上
- ・ 1チームあたりの最低参加人数：4名以上

② 本州先進地視察の実施および知見の取りまとめ指標

- ・ 視察の実施回数：2回以上（選定した各地域において、それぞれ1回ずつ実施すること）
- ・ 視察の行程・規模：1回あたり3泊4日以上行程とし、全行程に「現地コーディネーター」を同行させること。各視察行程内において、現地事業者や関係者との「意見交換会」を少なくとも1回以上設けること。

③ 首都圏ランドオペレーター向けセミナーにおける指標

- ・ 実施回数：1回以上
- ・ 首都圏オペレーターの集約：20団体以上
- ・ 北海道側の参加実績：(5)①「地域連携チーム」2地域以上

④ 道内現地招聘 (FAM ツアー) および専門家派遣の実施指標

- ・ 現地招聘 (FAM ツアー) の実施回数：2回以上
※選定した各地域において、それぞれ1回ずつ実施すること。
- ・ 招聘・派遣の規模：
- ・ 首都圏ランドオペレーター：各地域 (1回の実施) につき 4社4名以上
- ・ 本州先進地の専門家：各地域での実施ごとに 1名以上 (計2回・延べ2名以上)

⑤ 旅行商品の造成・成果指標

- ・ 旅行商品の造成数：招聘したランドオペレーター 1社につき1商品以上
※招聘した首都圏のランドオペレーターが造成。

(6) 事業報告と権利関係の整理について

① 事業完了報告

- (ア) 事業の実施内容、成果、効果測定、数的分析等を盛り込み、分かりやすい年間報告書を作成すること。
- (イ) 令和8年度の事業実施を通して把握できた事実に基づき、委託事業者としての所感および令和9年度以降に向けた取組提案等を含めること。
- (ウ) 日本語でA4版、両面印刷で100ページ程度にまとめ、事前に校正業務を進めた上で期日迄に完成したものを提出すること。
- (エ) 報告書は、イベント写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物2部及びデータを提出すること。事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

② 情報提供

令和9年度以降も営業活動や情報発信を継続する必要性の高い現地旅行会社やメディア等をリストアップし、情報提供すること。

③ 権利関係の整理

- (ア) 作成したニュースリリースは、観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。
- (イ) 当事業で収集した画像等、観光機構の他事業で二次利用できるものを整理すること。

④ 制作した映像、セミナー等で作成したプレゼン資料、著作権は観光機構所有とすること。

⑤ USBメモリ 1 部と DVD-R 1 枚（上記①～④を格納）を事業完了報告とともに提出すること。

(7) (1)～(5)共通の注意事項

事業実施内容は観光機構と協議の上で決定すること。

(8) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(9) 上記(1)～(5)の業務遂行にかかる計画の策定

(10) 上記(1)～(5)の業務にかかる進行管理

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名（コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先（電話、メールアドレス）等必要事項をメールにて、参加表明すること。（書式は任意）

表明期限 令和8年7月24日（金） 12:00

表明先 事業本部 観光ブランド推進部 立松

Email : m_tatematsu@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4版サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。なお企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の2部のみに記載し、残りについては「A」「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。協力会社の再委託並びにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式はA4版、両面印刷で50～75ページ程度とする。但し、全体的なイメージを伝える上で、必要に応じてA3版を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 提出した記名ありの企画書は、データでも提出すること。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの2部、記載しないもの3部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1番1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部 立松 宛
- (3) 提出期限 令和8年8月3日(月) 12時 **※時間厳守**
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

12. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
 - ・ 指示内容が十分理解されているか。
 - ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
 - ・ 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案になっているか。
※北海道観光機構は「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意ください。
【例】海外旅行博において、赤れんが庁舎への誘客をPRするキャッチフレーズ、デザイン、装飾など。

13. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が6社以上の場合は、書面審査を行い、原則上位5社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは3名までとします。Zoomの場合も同様です。（ハイブリッド形式での参加は不可とする）

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で

提供する。

- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷。製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

別紙

委託契約に関する留意事項

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業 本州連携商品造成事業」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和8年度 アドベンチャートラベル推進事業 本州連携商品造成事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

第１１条 本コンソーシアムの取引金融機関は、 とし、
本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、が保存するものとする。

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)
(代表者) (印)

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) (印)

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) (印)

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構
会 長 唐神 昌子 様

〔申請者〕
住所

氏名

印

再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（二次委託以降を含み、以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の現地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
 - (1)
 - (2)
 - (3)
3. 再委託先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
4. 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額
_____円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）

有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。